

氏名	さくら い み ゆき 櫻 井 美 幸
学位の種類	博士（文 学）
学位記番号	文 博 第 288 号
学位授与の日付	平成 16 年 7 月 23 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
研究科・専攻	文学研究科歴史文化学専攻
学位論文題目	宗教改革期における都市と教会 ——都市ケルンを中心に——

論文調査委員 (主査) 教授 服部 良久 教授 谷川 稔 助教授 小山 哲

### 論 文 内 容 の 要 旨

中世から宗教改革期にかけての都市における都市・市民と教会・聖職者の関係は、解明されるべき重要な問題が含まれているにも関わらず、近年まで本格的な研究がなされることがなかった。このことは特に、カトリック体制が維持された都市についていえる。宗教改革が受容された都市と、カトリック体制が維持された都市の差異はどこにあるのか。本論文では、ドイツ低ライン地方の大商業都市ケルンを例に、宗教改革期前後の政治的、社会的な変動の中で、都市がいかにカトリック体制を維持し、近世的な都市統治を構築していったのかについて、多面的な考察を加える。

中世後期から宗教改革期にかけてのケルン市の教会政策に関する従来の研究は、宗教改革運動が不活発に終わったこともあり、宗教改革とは関連づけられずに行なわれてきた。特にケルンの教会政策において中心的課題をなしていた、市当局による教会の営利活動の規制に対しては研究者の関心が向けられたが、当時の統治体制との関連に関する検討は不十分で、教会対策が行なわれた政治・社会的背景の分析もなおざりにされてきた。しかし都市と宗教改革についての近年の研究動向からみると、こうした分析は不可欠である。ケルン市の統治構造と教会政策との関連を明らかにし、プロテスタント都市との類似性と差異を提示することは、中世から初期近世に至る西欧都市社会の理解においても有益である。

第一部では、ケルン市当局の主導の下になされた教会政策について、特に15世紀から16世紀前期にかけての市参事会備忘録を分析することによって、市民と教会・聖職者の関係が如何に変容し、それに対して市当局が如何に対応していったのかを考察する。第一章では、中世後期から16世紀初になされた市当局の教会政策を分析する。第二章では、1520年代後半から1530年代にかけて生じた、ルター主義を市内に導入しようとする様々な動きに、市民が如何に反応し、市当局が如何に対抗措置を講じたかを考察する。また第三章では、1540年代に行なわれたケルン大司教ヘルマン・フォン・ヴィートによる大司教領内への「宗教改革」導入の試みに対して、ケルン市が如何に対応したかについて考察を行い、外部勢力による圧力と市の政策との相関関係に関しても検討を行なう。そして当時のケルン社会における「宗教改革」導入に好意的な動きや、民衆からの改革導入への圧力の存在如何についても検討し、結果としてカトリック体制を維持したケルン市が、教会を含めてどのような都市統治体制を実現していったのかを明らかにする。

考察の結果、以下のことが確認される。ケルンの教会政策は、市民の商業活動を妨害する、市内の教会施設の特権的な経済活動の規制を中心に展開したことにおいて、他都市と異なっている。教会の経済活動の隆盛を支えていたのは、アクチーゼ（消費税）の聖職者免税特権である。そのため、1525年に聖職者免税特権の廃止が盛り込まれた協約が市当局の主導で結ばれたことは、ケルン市の教会政策の大きな転機になった。教会は特権回復を求めてその後も市当局と争いを続けるが、市当局は協約を撤回することなく、毅然とした態度を貫き通すことによって、市民の要望に応えたのである。協約締結直後に発生した、農民戦争の影響を受けた市民騒擾は、ゲマインデたるガッフェル（政治ツunft）を基盤とし、市当局の財政政策と寡頭体制に対して生じたものであるが、結局失敗した。失敗の原因は、ガッフェルから市参事会員を選出するという、一見民主的な政治体制に求められる。この政治参加システムのために、他都市で騒擾の主役となった政権参加を渴望する二

流の名望家層がケルンでは存在せず、都市の平和が脅かされた際には、ガッフェル市民は市参事会を支持した。1530年代に入ると、ケルン市内において宗教改革を求める動きが散発的にであれ、発生した。市当局が聖職者と協力しつつ市内の改革勢力を抑圧した結果、1540年代には市内の宗教改革運動はほとんど見られなくなった。1542年からケルン大司教ヘルマン・フォン・ヴィートにより「宗教改革」導入が試みられた時には、皇帝カール5世からの圧力が強まった。ドイツ内の諸勢力がカトリックとプロテスタントにほぼ二分され、市の周囲が次々とプロテスタント化する中で、ケルン市に社会不安が拡大した時、有力市民は都市の平和を維持するために市当局を支持し、その結果として以前から見られた寡頭体制の傾向がより顕著となった。政権が安定し、聖職者免税特権廃止も確定し、市内の教会勢力を支配下に置いた統治体制が成立するのは、対抗宗教改革期の16世紀末のことであるが、ケルン市のカトリック体制がほぼ確立されたのは、この宗教改革期であった。

第二部では、第一部の内容を社会史的側面から捉え直すために、市民の社会生活における教会の役割について考察する。第一章では、16世紀における市民の信仰心の変容について、ケルン市民の遺言状を分析することによって検討し、また教区における司牧の在り方について、市の中心教区と郊外教区の狭間に位置する聖ヤーコブ教区を中心に分析を行なう。また第二章においては、初期近世の救貧制度の変質を考察する。特に、中世から近世初頭にかけて市当局が如何に救貧制度を改革し、そして都市の救貧システムにおける教会の役割がどのように変化したのかを明らかにする。さらには、このようなケルン市民の社会生活における変化の中に、宗教改革を受容した都市に対して何らかの差異が見られるのか、またその差異を、カトリック体制を維持するに至った都市の特質と見做すことが出来るのかを検討する。

その結果、以下のことが明らかとなる。第一部ではケルンのカトリック都市としての特異性よりも、多くのドイツ都市に共通して確認される、世俗権力の教会勢力に対する強化という傾向が明確になったのに対して、第二部で対象とした市民の社会生活への影響という側面においては、信仰面における中世以来の教会の伝統的な役割の持続、というカトリック都市としての特性が確認される。第一章の遺言状の分析においては、市民の教会に対する寄進が、16世紀に入り減少するどころか逆に増加傾向になることが明らかとなった。救いの仲介施設としての教会の役割自体については、ケルンでは疑問視されることはなく、むしろ市民は自らの救済のためにいかなる教会施設に寄進を行なえばより有益か、という点を考慮するようになった。そのため、公共の利益を象徴し、寄進者の救霊を祈るべき人の数が多かった施療院や、地域的愛着と結びつく教区教会が寄進対象として人気を集めるようになった。ケルン市民の信仰や聖職者モラルへの関心が、他都市と比較して希薄であったのではなく、信仰心の表現がプロテスタント都市とは別種の形で行なわれたのである。

同じく第一章では、さらに教区を考察対象とする。教会に盛んに寄進をした上層市民達は、同時に居住教区においては教区長を始めとする教区共同体役人として、教区財政や教区民の司牧の管理に責任を持っていた。ケルンの教区は、郊外教区では教区共同体の権限が弱く、逆に中心教区では教区共同体の自律性が強いという特性を備えていた。そのため、中心教区では教区共同体役人が教区民のカトリック信仰の維持という面でも大きな役割を果たした。こうした中心教区の教区長達は、市参事会においても大きな権力を持っていることが多く、彼らはルターの思想を含む説教が教区教会で行われることを妨げた。しかし中・上層市民が居住し、教区共同体が教区司祭選任権を握っているが、中心教区ほどは上層市民の集住が見られなかった狭間の教区では、ルター主義の教えを含む説教が教区教会で行なわれ、教区民のカトリック信仰が一時的に混乱した。そうした教区の1つとして、聖ヤーコブ教区の事例が取り上げられる。教区民の信仰の動揺を収拾しようとしたのは教区長達であったが、彼らが対処し切れない場合には市当局がカトリック信仰の強固な説教師を教区教会に送り込むことにより事態を収拾した。

第二章で取り上げた救貧制度改革についても、ケルンのカトリック都市としての特性が見られる。ケルンの救貧改革は、他地域では既に行なわれなくなっていた教区の救貧システムを改善・整備することによって展開した。市当局が主導して改革を推進することはなく、教会施設によって中世以来なわれていた定期的な喜捨は継続していた。市当局は市内に散在する施療院を自らの管理下に置いたが、財政管理が主であり、市民の扶養システムに関しては、教会と市当局が協力して改良していったといえる。この章ではさらに市の救貧制度や信仰の選択に大きな影響を与えた人文主義を取り上げる。ケルン大学の人文主義は市内にサークルを形成していたエラスムスの保守的な人文主義の強い影響下にあり、スコラ学者からの攻撃も激しかったため、テキスト分析等、学問的枠内の展開に留まり、宗教改革を支える思想とはならなかった。人文主義に傾倒していた多くのケルンの上層市民達は、市当局の一員として教会改革を推し進める一方、彼ら個人としては、教会を媒介と

する行為主義的な中世的救霊観を保持していた。精神障害者、捨て子、貧しい娘達の嫁資への寄進等、彼らが行なった新しい形の慈善行為は都市の救貧システムを一定改善したが、救貧制度自体を教会の手から完全に切り離して市当局の支配下には置こうとはしなかった。彼らは救いの仲介施設としての教会の役割を認識し、期待していたからである。以上のように、宗教改革期においても市民の社会生活において教会の影響力は持続していた。

本論文で明らかになったことは、次の通りである。ケルン市における都市と教会の関係において最大の争点となったのは、聖職者免税特権である。この問題に市民の怨嗟が集中し、この点の改善が中心になったことが、ケルンの教会政策の特色であった。都市内の統治構造と宗教改革の関係については、16世紀のケルンの統治体制は上層市民による寡頭支配であり、ツンフト民主制は形骸化し、新しい門閥支配体制が確立しつつあったことが明らかにされた。外圧が強化され、都市の平和が脅かされた時、市参事会とガッフェル市民は連帯して都市の地位の保全に努めた。特に1530年代に展開された市内の宗教改革運動の抑圧後、ケルン大司教が宗教改革導入を試み、皇帝や周囲の諸侯からの干渉が強まった1540年代、市当局とガッフェル市民は一体化し、都市の政治的地位と秩序の維持を何よりも優先した。

ケルン市当局の教会政策の内容については、他都市と共通する傾向が確認された。教会政策は市当局によって主導され、聖職者に市民と同様の義務・負担を求める市民の要求を実現した。その意味では、「市参事会主導の教会改革」であったと指摘できる。社会生活においては、カトリック都市としての特徴が多く認められた。遺言状の分析からは、救いの仲介施設としての教会の役割は持続していたことが明らかとなる。プロテスタント都市では、教区における司祭選任権を俗人が掌握するのだが、ケルンでは既にいくつかの教区共同体が教区司祭選任権を握っており、カトリック信仰に忠実な教区首脳が有能な司祭を選任し、司祭の給与改善等により、教区聖職者の腐敗を取り除こうとした。また、救貧制度に関しても、「改革」ではなく「改善」してゆく方法が取られた。「改善」の主体となったのは、市当局ではなく教区共同体であった。教区役人の多くは人文主義の傾倒者であり、新しい慈善思想に基づく救貧観が、彼らの行動に影響を与えた。

以上より、ケルンにおいてカトリック都市としての基盤が形成されつつあったのは宗教改革期、つまり16世紀前半であったといえる。この時期に上層市民が主導して一定の「教会改革」が行なわれた。宗教改革が受容された都市と同様に、市当局は聖職者を「市民化」し、教会と聖職者を含めた都市体制の一元化を志向した。結果としてのカトリック体制の維持は、寡頭制をしる有力市民と教会の協力に寄るところが大きい。しかし市民の司牧や救貧などにおいては、市当局もなお中世以来の伝統的な教会の役割とその自律性に依存し、公権力として、これらへの管理、統制を強化することはなかった。

## 論文審査の結果の要旨

中・近世ドイツ都市における教会の政治的、社会的位置づけは、今日なお重要な都市史研究の課題である。しばしば都市君主でもあった司教や司教座教会のみならず、市内の諸教会、修道院、その他の宗教施設は、一方で様々な特権を持つ団体として市民共同体への同化・統合を拒み続け、市民や都市当局との軋轢を生じさせたが、他方では市民の救霊を保証する宗教的施設として崇敬と寄進の対象でもあった。論者のケルンに関する研究は、このような都市と教会の二面的関係を動的に把握し、中世後期から近世の都市の政治的、社会的発展のダイナミズムを明らかにしようとするものである。

この時期の都市・教会関係におけるもっとも重要な事件である宗教改革の研究においては、1962年にベルント・メラーが宗教改革理念と都市の共同体的（ゲノッセンシャフト的）構造の親和性を強調して以後、70年代にはペーター・ブリックレが共同体的宗教改革のテーゼを提唱するなど、多数の成果が生み出された。しかしそれらの大半は宗教改革を実現した都市を対象としたものであり、カトリックにとどまった都市についての本格的研究は未だみられない。論者はこのような研究史の問題点をふまえ、ドイツ最大の商業都市ケルンについて、いわゆるガッフェル体制によって民主的市政が実現したにもかかわらず、メラー説に反して、宗教改革運動が活発化しなかった事情、原因の解明をライトモチーフとしつつ、都市と教会の関係について包括的な考察を行った。その特筆すべき成果は以下の通りである。

まずケルンの都市と教会に関わる重要な問題を中世後期にまでさかのぼり、多面的に論じたことである。それらを列挙すれば、市政をめぐる市民の対立、蜂起、形式的民主化と、その後の実質的寡頭制・門閥支配への移行という権力構造の推移、市内の諸教会の経済的特権、市当局によるそれらの特権廃止に至る経緯とその意義、宗教改革の導入、受容の基盤となりうる個々の教区の構造と運営の多様性、社会と教会の接点でもある救貧制度の実態、ケルン大学と人文主義の反宗教改革的性

格などである。都市の教会とは特権的商業をも営む経営体であり、キリスト教的救霊観念を前提とした救貧活動の指導組織、そして何より一個の宗教共同体と観念された都市共同体の、司牧と救霊を導く精神的核でもあった。それゆえに、こうした多様な側面を長期的スパンにおいて考察することによってこそ、宗教改革の成否という問題にとどまらず、この時代の都市と教会の関係を総体として捉え、そこから近世初期の都市共同体の特質そのものを明らかにすることができたのである。

論者の功績として具体的な論点をひとつ挙げるなら、その成立事情に由来する教区共同体の多様性、そして教区運営におけるシュティフト教会とその聖職者および、有力市民より選ばれた教区長を中心とする教区指導層の影響力を詳細に明らかにしたことである。論者によれば、公権力としての地位を強化しつつあった市参事会も、教会に対して、またその市民の司牧に対しては、一元的な監督・統制を貫徹できず、とくにシュティフト教会の支配下にある教区では教会と教区共同体の間のトラブルにも積極的介入を控えた。すなわち経済活動など世俗面において教会に対する影響力を強め、宗教改革期にはカトリック維持のために教会と協力した都市当局も、教区や救貧制度をふくめた広義の教會的事項については、教会の自律性と市民の自発性が結びついた中世的な伝統を尊重し、その公権力の発動はかなり制約されていた。このようにして、聖俗権力が一体化して社会を統制し、規律化する16世紀末以後のいわゆる宗派体制化 *Konfessionalisierung* には未だ至らず、その前段階にある近世初頭の都市体制の一面が明らかにされるのである。

史料的制約により、考察が教会と都市支配層からの視点に終始し、中・下層市民の社会生活や宗教的心性にまで踏み込んだ考察を行い得なかった点は、今後克服されるべき課題である。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2004年5月12日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。